

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続きの見直しにより、押印及び署名の手続きを廃止することによる改正を行う。

2 改正点の内容

- (1) 次の様式中の「印」を削除し、押印を不要とする。
 - ・別記第2号の2様式（屋外広告物自己点検報告書）
- (2) 次の様式の自署及び記名押印に関する記述を削除する。
 - ・別記第11号様式（誓約書）
 - ・別記第12号様式（登録申請者の略歴書）

3 規則の施行について

令和3年4月1日から施行